

就学援助制度等のご案内

就学援助制度

経済的な理由で就学することが困難な小・中学生のいる家庭に対して、学費の一部を援助する制度です。

対象／次のいずれかに該当し、教育委員会が認めた世帯 ○市民税非課税又は減免されている ○児童扶養手当を受給している ○生活保護法による保護が停止又は廃止となった ○保護者の職業が不安定で生活保護に準ずる

援助対象／新入学児童生徒学用品費（下記のとおり入学前支給可）、学用品・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費（学校病に限る）

入学準備金貸付制度

令和2年度に高校や大学に入学する方の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に貸付する制度です。

対象／市内に1年以上居住し、高校・大学等への入学が確実な方の保護者で市税の未納がなく、保証人が1人以上いる方

保証人資格／次のすべてに該当する方 ○市内に1年以上居住している ○独立の生計（申請者と同等以上の所得がある）を営む満20歳以上で市税の未納がない ○成年被後見人もしくは被保佐人でない ○破産の宣告を受けていない

貸付額／高校及び専修学校（高等課程）＝20万円、大学及び専修学校（専門課程）＝40万円

貸付時期／申請時に相談 **貸付利子**／無利子

返済方法／据置期間経過後、高校等は30か月、大学等は42か月で返済

「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給

令和2年度入学予定者に対し、上記就学援助制度の「新入学児童生徒学用品費」については、入学前の3月に支給します。

対象／就学援助の要件に該当する方で令和2年4月に市内に住所を有し、お子さんが市内小・中学校に入学予定の保護者

支給金額／小学生＝50,600円、中学生＝57,400円

必要書類等／○学務課に備えの就学援助費申請書（市ホームページにもあります）○世帯全員の令和元年中の収入がわかる書類（源泉徴収票、確定申告の控等）○銀行口座のわかるもの ○印鑑

【共通事項】 申込み・問い合わせ／必要書類を添えて学務課学事担当（内線3320）

※入学準備金貸付制度は3月13日(金)までに申込み。新入学児童生徒学用品費は1月20日(月)～2月21日(金)に申込み（又は4月中の申請・認定により入学後支給）

青少年子育てふれあい体験事業

乳幼児の親子・サポートスタッフ ボランティア募集

中学生が親子とのふれあいを通して、命の大切さや親への感謝の気持ち、親になることへの責任について考えてもらうきっかけとなる事業です。

日時・場所／2月4日(火)＝川里中学校、

3月19日(木)＝赤見台中学校

※いずれも10時45分～11時35分

対象／①0～3歳前後の乳幼児と保護者

②サポートスタッフ(育児・子育て支援経験者等)

内容／①中学生がお子さんとの抱っこ等の体験、保護者の方から子育てについてのお話

②中学生と親子の間に入りサポート

申込み・問い合わせ／こども応援課計画担当

(内線2623・2624)

鴻巣市空き家等対策計画(案) についての意見を募集

空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

募集期間／12月20日(金)～1月20日(月・必着)

閲覧場所／建築住宅課、本庁舎・両支所市政情報コーナー、市ホームページ

その他／○意見に対する個別回答はしません

○集約した結果を市ホームページで公表します

○個人情報については本件以外の目的で使用しません

提出方法・問い合わせ／閲覧場所に備えの意見書に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールで建築住宅課（〒365-8601中央1-1・FAX577-8464・メールkenchiku@city.kounosu.saitama.jp・内線3263）

